

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成19年度決算(農業共済再保険特別会計)

・歳入歳出決算の概要

【再保険金支払基金勘定】

(単位：百万円)

歳入		歳出	
農業共済再保険金支払基金収入	20,009	農業勘定へ繰入	-
		果樹勘定へ繰入	-
雑収入	114	園芸施設勘定へ繰入	-
合計	20,124	合計	-

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) 20,124 百万円

(剰余金が生じた理由)

事業勘定(農業、果樹及び園芸施設勘定)において甚大な被害が発生しなかったため。

(剰余金の処理の方法)

事業勘定(農業、果樹及び園芸施設勘定)における再保険金支払財源の不足を生じた場合の予備費財源に充てるため、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により翌年度の歳入に繰り入れる(20,124百万円)。

・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

特になし

【農業勘定】

(単位：百万円)

歳入		歳出	
農業再保険収入	29,472	農業再保険費	3,104
再保険料	5,010	賠償償還及払戻金	0
一般会計より受入	24,362	再保険金	3,104
前年度繰越資金受入	99	農業共済組合連合会等交付金	6,515
雑収入	238		
合計	29,710	合計	9,620

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) 24,362 百万円

(予算に計上した繰入金の額) 24,362 百万円

(相違した理由)
該当なし

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) 20,090 百万円

(剰余金が生じた理由)

共済事故が少なかったため、再保険金を要することが少なかったため。

(剰余金の処理の方法)

歳計剰余金から未経過再保険料（当年度に引き受けた再保険責任のうち未経過部分に相当する額として繰越す額：97百万円）を差し引くと19,992百万円の剰余を生じる。

この剰余金は、本特別会計が保険システムにより運営されており、単年度では損害の発生状況により剰余や不足が生じるものの、長期的には収支が均衡するような仕組みであることから、将来の再保険金支払財源等に不足が生じた場合の財源に充てるため、「特別会計に関する法律」第146条第1項の規定により積立金として積み立てる。

・平成19年度末における積立金の残高

(積立金の残高（平成20年3月31日）) ... 42,345 百万円

(平成19年度決算により積み立てる額) ... 19,992 百万円

(積立金の目的)

農作物共済等再保険事業等を行う勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保するため。

(積立金の水準)

この積立金の水準について民間保険会社の経営健全性を判断するための基準としている「再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を保険会社の資本、基金、準備金等及び予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成8年大蔵省告示第50号）を参考に試算

再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率＝再保険金等の支払余力総額／
(通常の予測を超える危険に相当する額×1/2)×100

①再保険金等の支払余力総額＝623億円（平成19年度決算処理後）

②通常の予測を超える危険に相当する額＝3,103億円

ア 一般保険リスク＝39億円（保険料基準リスク…その他の保険を適用）

（平成19年度再保険料229億円×リスク係数17%）

イ 巨大災害リスク＝3,064億円（過去の再保険金の支払実績等を基に算出）

（算定方法：総共済金額×過去最大金額被害率×再保険割合）

(a) 農作物共済＝12,986億円×23.1%(H5)×97.2%＝2,916億円

(b) 畑作物共済＝1,306億円×15.4%(S58)×73.6%＝148億円

③再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率＝①/（②×1/2）×100

＝40%

※1 畑作物共済の総共済金額については、現時点の確定値。

※2 単位未満四捨五入のため計が一致しない場合がある。

- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

(保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等)

- ・共済掛金率の算定根拠

農業災害補償法の規定により、農林水産大臣が定める基準共済掛金率を下回らない範囲で組合等が共済規程等で定めることとされている。

また、農林水産大臣が基準共済掛金率を定める際には、過去20年間の被害率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしている。

- ・共済掛金率を見直す仕組み

農業災害補償法の規定により、原則として3年ごとに見直すこととされている。

【家畜勘定】

(単位：百万円)

歳入		歳出	
家畜再保険収入	45,948	家畜再保険費	22,410
再保険料	74	賠償償還及払戻金	0
一般会計より受入	33,551	再保険金	22,410
前年度繰越資金受入	12,322	農業共済組合連合会等交付金	9,626
雑収入	232	家畜共済損害防止事業交付金	710
		農業共済組合連合会等交付金	8,916
合計	46,181	合計	32,037

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) 33,551 百万円

(予算に計上した繰入金の額) 33,553 百万円

(相違した理由)

家畜共済損害防止事業交付金を要することが少なかったため、一般会計からの繰入金を要しなかったため。

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) 14,143 百万円

(剰余金が生じた理由)

共済事故が少なかったため、再保険金を要することが少なかったため。

(剰余金の処理の方法)

歳計剰余金から未経過再保険料(当年度に引受けた再保険責任のうち未経過部分に相当する額として繰越す額：8,140百万円)及び支払備金(当年度の被害で支払われなかった再保険金に相当する額として繰越す額：3,994百万円)を差し引くと2,008百万円の剰余を生じる。

この剰余金は、本特別会計が保険システムにより運営されており、単年度では損

害の発生状況により剰余や不足が生じるものの、長期的には収支が均衡するような仕組みであることから、将来の再保険金支払財源等に不足が生じた場合の財源に充てるため、「特別会計に関する法律」第146条第1項の規定により積立金として積み立てる。

・平成19年度末における積立金の残高

(積立金の残高(平成20年3月31日)) … 32,727 百万円
(平成19年度決算により積み立てる額) … 2,008 百万円

(積立金の目的)

家畜共済再保険事業等を行う勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保するため。

(積立金の水準)

この積立金の水準について民間保険会社の経営健全性を判断するための基準としている「再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を保険会社の資本、基金、準備金等及び予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件(平成8年大蔵省告示第50号)を参考に試算

再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率=再保険金等の支払余力総額/
(通常の予測を超える危険に相当する額×1/2)×100

①再保険金等の支払余力総額=347億円(平成19年度決算処理後)

②通常の予測を超える危険に相当する額=407億円

ア 一般保険リスク=76億円(保険金基準リスク…その他の保険を適用)
(直近3年(H17~H19)の平均支払再保険金225億円×リスク係数34%)

イ 巨大災害リスク=331億円(過去の再保険金等の支払実績等を基に算出)
(算定方法:総共済金額×過去最大金額被害率×再保険割合)

家畜共済=7,610億円×8.7%(H14)×50.0%=331億円

③再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率=①/(②×1/2)×100
≒171%

※単位未満四捨五入のため計が一致しない場合がある。

・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

(保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等)

・共済掛金率の算定根拠

農業災害補償法の規定により、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を下回らない範囲で組合等が共済規程等で定めることとされている。

また、農林水産大臣が共済掛金標準率を定める際には、過去3年間(一部20年間)の被害率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしている。

・共済掛金率を見直す仕組み

農業災害補償法の規定により、原則として3年ごとに見直すこととされている。

【果樹勘定】

(単位：百万円)

歳入		歳出	
果樹再保険収入	5,877	果樹再保険費	1,545
再保険料	179	賠償償還及払戻金	0
一般会計より受入	3,479	再保険金	1,545
前年度繰越資金受入	2,218	農業共済組合連合会等交	560
雑収入	5	付金	
合計	5,883	合計	2,105

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) ……	3,479 百万円
(予算に計上した繰入金の額) ……	3,479 百万円
(相違した理由)	
該当なし	

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) …… 3,777 百万円

(剰余金が生じた理由)

共済事故が少なかったため、再保険金を要することが少なかったため。

(剰余金の処理の方法)

歳計剰余金から未経過再保険料（当年度に引き受けた再保険責任のうち未経過部分に相当する額として繰越す額：2,249百万円）を差し引いた剰余金は、過去に再保険金支払基金勘定から再保険金支払財源の不足に充てるための財源を繰り入れていることから、「特別会計に関する法律」第145条第3項において準用する同条第1項の規定により、再保険金支払基金勘定へ繰り戻すこととしている（1,528百万円）。

- ・平成19年度末における積立金の残高

(積立金の残高（平成20年3月31日）) …… -

(平成19年度決算により積み立てる額) …… -

(積立金の目的)

果樹共済再保険事業等を行う勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保するため。

なお、果樹勘定においては、現在積立金を保有していない。

- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

(保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等)

- ・共済掛金率の算定根拠

農業災害補償法の規定により、農林水産大臣が定める基準共済掛金率を下回らない範囲で組合等が共済規程等で定めることとされている。

また、農林水産大臣が基準共済掛金率を定める際には、過去20年間の被害率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしている。

- ・ 共済掛金率を見直す仕組み
農業災害補償法の規定により、原則として3年ごとに見直すこととされている。

(繰越損益)

果樹勘定については、繰越損失（一般会計等へ繰り戻すべき額）が333億円ある。

【園芸施設勘定】

(単位：百万円)

歳入		歳出	
園芸施設再保険収入	4,001	園芸施設再保険費	187
一般会計より受入	3,406	農業共済組合連合会等交	2,022
前年度繰越資金受入	594	付金	
雑収入	85		
合計	4,086	合計	2,210

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

- ・ 一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) …………… 3,406 百万円
 (予算に計上した繰入金の額) …………… 3,406 百万円
 (相違した理由)
 該当なし

- ・ 歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) …………… 1,875 百万円

(剰余金が生じた理由)

共済事故が少なかったため、再保険金を要することが少なかったため。

(剰余金の処理の方法)

歳計剰余金から未経過再保険料（当年度に引受けた再保険責任のうち未経過部分に相当する額として繰越す額：648百万円）及び支払備金（当年度の被害で支払われなかった再保険金に相当する額として繰越す額：53百万円）を差し引くと1,173百万円の剰余を生じる。

この剰余金は、本特別会計が保険システムにより運営されており、単年度では損害の発生状況により剰余や不足が生じるものの、長期的には収支が均衡するような仕組みであることから、将来の再保険金支払財源等に不足が生じた場合の財源に充てるため、「特別会計に関する法律」第146条第1項の規定により積立金として積み立てる。

- ・ 平成19年度末における積立金の残高

(積立金の残高（平成20年3月31日）) …… 14,487 百万円

(平成19年度決算により積み立てる額) …… 1,173 百万円

(積立金の目的)

園芸施設共済再保険事業等を行う勘定の財務の健全性の観点から、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても再保険金等の十分な支払能力を確保するため。

(積立金の水準)

この積立金の水準について民間保険会社の経営健全性を判断するための基準としている「再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を保険会社の資本、基金、準備金等及び予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成8年大蔵省告示第50号）を参考に試算

再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率＝再保険金等の支払余力総額／（通常の予測を超える危険に相当する額×1/2）×100

- ①再保険金等の支払余力総額＝157億円（平成19年度決算処理後）
 - ②通常の予測を超える危険に相当する額＝147億円
 - ア 一般保険リスク＝4億円（保険金基準リスク…その他の保険を適用）
（直近3年（H17～H19）の平均支払再保険金10億円×リスク係数34%）
 - イ 巨大災害リスク＝144億円（過去の再保険金の支払実績等を基に算出）
（算定方法：総共済金額×過去最大金額被害率×再保険割合＋年間超過損害分）
園芸施設共済＝4,442億円×4.8%（H3）×57.9%＋20億円（H16）＝144億円
 - ③再保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率＝①／（②×1/2）×100
＝213%
- ※単位未満四捨五入のため計が一致しない場合がある。

- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項
 - （保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等）
 - ・共済掛金率の算定根拠
 - 農業災害補償法の規定により、農林水産大臣が定める基準共済掛金率を下回らない範囲で組合等が共済規程等で定めることとされている。
 - また、農林水産大臣が基準共済掛金率を定める際には、過去20年間の被害率を基礎に、長期的に収支が均衡するように定めることとしている。
 - ・共済掛金率を見直す仕組み
 - 農業災害補償法の規定により、原則として3年ごとに見直すこととされている。

【業務勘定】

（単位：百万円）

歳入		歳出	
一般会計より受入	1,008	農業共済再保険業務費	1,008
雑収入	0		
前年度剰余金受入	0		
合計	1,008	合計	1,008

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由
 - （一般会計からの繰入金の実績額）…………… 1,008 百万円
 - （予算に計上した繰入金の額）…………… 1,061 百万円

(相違した理由)

退職手当を要することが少なかったこと等のため、一般会計からの繰入金を要しなかったため。

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) 0 百万円

(剰余金が生じた理由)

本勘定は、必要額のみ一般会計から繰り入れていることから、千円未満の剰余金が発生している。

(剰余金の処理の方法)

翌年度の業務取扱費に充てるため、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により翌年度の歳入に繰り入れる(0百万円)。

- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

特になし

農業共済再保険特別会計の決算に関するお 問い合わせ先 農林水産省経営局保険課経理班決算係 (代表)03-3502-8111 (内線)5271
